



会合や活動でのセクシャル・ ハラスメントに関する インダストリオール・ グローバルユニオン方針

原則の声明：

セクシャル・ハラスメントは、人間および労働組合の権利・尊厳の侵害である。インダストリオール・グローバルユニオンは、個人の性別、性同一性および性表現、性的指向、障害、外見、体の大きさ、人種、皮膚の色、国籍、年齢または宗教にかかわらず、活動や会合において、いかなる形態のセクシャル・ハラスメントもない安全な環境を提供するために尽力する。

定義および受け入れ難い行為：

セクシャル・ハラスメントとは、望まれておらず、歓迎されず、要求されていない言葉による、言葉によらない、または身体上の性的な行為である。セクシャル・ハラスメントは、別の人を威嚇、支配または侮辱することができる力の誇示である。

セクシャル・ハラスメントには、例えば不適切な接触、いやらしい目つき、同性愛嫌悪のコメント、性的に挑発的な合図、性的な迷惑メールまたはテキスト・メッセージの送信、身体的暴行、性的なコメントまたは当てこすり、性的な冗談、人の性に基づく侮辱または性的特質の評価、性的な交際の要求、写真その他の性的に露骨な資料の表示などが含まれる。

インダストリオールは、活動や会合において、いかなる形態のセクシャル・ハラスメントも容認しない。

報告および実施

インダストリオールの活動、行事または会合の開始前に、本方針もまた事前に出席者へ通達する。

大規模なインダストリオール活動および行事または規約に基づく会合では、開会時に出席者全員に対し、苦情の申立先となる参加者およびスタッフを事前に指定する。

出席者がこの方針に定める受け入れ難い行為と思われる行為にさらされた場合や、そのような行為を目撃した場合は、直ちに指定の人物に通知されたい。そのような人物がいない場合には、他のインダストリオール・スタッフまたは指導部メンバーに通知し、指定スタッフと協力して苦情に対応させることができる。

インダストリオールは、これらの苦情を深刻に受け止め、自己判断で、状況の評価に基づいて適切とみなす措置を講じることができる。この措置には、加害者に対する警告または会議からの[払い戻しなしの]排除が含まれる。さらに、インダストリオールは必要に応じて、加害者とされている者が所属する加盟組織に通知することができる。